

1 体験的学習を導入して制度の概要を具体的に理解させる授業展開例

教科(科目)	公民(政治・経済)	単元名	日本国憲法と政治機構
本時の主題	裁判所のしくみと人権保障 (2・3時間目 / 3時間)		
本時の目標	生徒全員が配役や裁判員として模擬裁判「コンビニ窃盗被告事件」に参加し、裁判所の厳しい雰囲気を経験し、実感し、裁判制度への関心を高める。 裁判の過程における裁判官、検察官、弁護士の役割を通して国民の権利・義務を保障する裁判制度の概要を具体的に理解する。 検察官・弁護士のいずれの意見に賛成か、事実に基づいて適切に表現できる。 【関心・意欲・態度】 【知識・理解】 【思考・判断】 【技能・表現】		
指導の内容・ねらい	学 習 活 動	指導上の留意点/ 観点別評価/ 評価方法	
・本時の目標を把握する。 ・模擬裁判の手順と事件の概要をつかむ。	本時の目標を確認する。 ・裁判の中で人権がどのように守られているのか。 模擬裁判の手順と事件の概要の説明を聞く。☞資料1 法廷略図  <事件の概要> 公訴事実、被告人がコンビニエンス・ストアにおいて、レジにある現金3万円を盗んだというもの。これに対して、被告人は、現金など盗んでおらず、無罪であると主張している。なお被告人は少年時代に窃盗での補導歴や逮捕歴があり、取り調べでは本件の犯行を認めていた。	資料1を利用して模擬裁判の手順と事件の概要を確認する。 刑事裁判に国民が参加する「裁判員制度」を想定し、生徒全員が裁判員として判決をだし、傍聴する生徒も裁判に積極的にかわれるようにする。 模擬裁判の手順と事件の概要を理解できたか。【知】 質問の有無を挙手で確認する。	
5分(経過時間)	模擬裁判「コンビニ窃盗被告事件」を行う。☞資料3 (1)冒頭手続 人定質問：裁判官「被告人は、窃盗罪を犯したとして起訴されておりますが解りますね。」 起訴状朗読：検察官「公訴事実。被告人はコンビニエンス・ストアのレジスターから現金3万円を窃取したものである。罪名及び罰条、窃盗。刑法235条。」 黙秘権等告知： 裁判官「被告人には黙秘権がありますが、この法廷で述べたことは有利不利を問わずすべて証拠として採用されます。それでは聞きますが、今読み上げられた事案に間違いはありますか。」 被告人「全部違います。私はレジから現金を盗んでいません。」 裁判官「被告人が現実に現金を盗んでいるのかについて、これから証拠調べに入ります。裁判員の皆さんの任務は事実関係を正確に把握することですから、証言内容に注意するのはもちろん、できるだけ証人や被告人の証言態度、供述態度にも注意し、証言や供述が信用できるか判断してください。」 (2)証拠調べ 冒頭陳述：検察官「これから検察官が証拠により証明しようとする事実をお話ししましょう。まず、被告人の身上や経歴等について、つぎに、被告人による本件犯行の状況などを述べます。」 証拠・証人調べ：裁判官「宣誓していただいたとおり、嘘を言うとお叱りを受けることがありますので注意して証言してください。」 検察官側立証：検察官の主尋問、弁護士の反対尋問 被告人側立証：証人なし 被告人質問： 弁護士の主尋問 検察官の反対尋問 弁護士の再主尋問 (3)論告・弁論 論告求刑：検察官「...本件窃盗事件について、何の躊躇もなく、一致して有罪の評決に達するものと確信しています。」 弁護側弁論：被告人「本件は完全なる冤罪事件であり、被告人は無罪であります。...合理的な疑いが残るという場合には、「疑わしきは被告人の利益に」ということで、無罪にしなければならぬのです。」	模擬裁判を通じて、人権がどのように守られているのかを考えながら傍聴し、自分の疑問や意見も自由に書きとめさせる。 ☞資料2 配役は担当する役割を真剣に演じることができたか。【技】 傍聴ノートに気づいた事項をメモするなど、模擬裁判に積極的に参加できたか。【関】 裁判の過程における裁判官、検察官、弁護士の役割を通して国民の権利・義務を保障する裁判制度の概要を具体的に理解できたか。【知】 観察。 授業終了後後に、「傍聴ノート」を提出させる。	
70分	模擬裁判に参加して抱いた疑問や感想を発表しあう。 (1)配役の発表 (2)模擬裁判傍聴者(裁判員)の発表 裁判員として判決を出し、裁判のしくみや手続きについて気づいたことを各自まとめる。 (1)判決 (2)裁判官、検察官、弁護士の役割 (3)裁判公開の意義 裁判を通じて人権がどのように守られているか理解できている。	模擬裁判傍聴者からの疑問や質問や意見、また、模擬裁判担当者から配役についての感想や意見を発表しあうことで、裁判制度と人権保障について考えを深められるようにする。 検察官・弁護士のいずれの意見に賛成であるか、事実に基づいて適切に表現できたか。【思】 裁判に興味・関心をもつようになったか。【関】 裁判制度と人権保障について考えを深める。【思】 「傍聴ノート」の提出	
100分	・検察官・弁護士のいずれの意見に賛成か、事実に基づいて適切に表現し、裁判制度と人権保障について考えを深める。		

<資料編>

☞資料1 模擬裁判の手順と事件の概要(実物はA版)

1. 模擬裁判とは...

模擬裁判とはどのようなものなのでしょう？それは、「模擬の裁判」、つまり、裁判官役、弁護士役、検察官役などといった役をシナリオに沿って演じ、刑事事件、民事事件等の様々なテーマで「裁判劇」を行うことです。テーマは今日的なものから、研究的、実験的なものまで多岐に渡ります。

2. 模擬裁判の流れ...裁判の進行は大きく四つの手続きに分かれている。

・冒頭手続： 人定質問 起訴状朗読 黙秘権等告知

裁判の始めの部分で被告人の氏名等を明らかにする人定質問を行ったり、どうして被告人を訴えたのかを検察官が述べたり、被告人が質問に黙っていてもよい事を知らせたりする(黙秘権の告知)など裁判を行うにあたってのセレモニーである。

・証拠調： 冒頭陳述 証拠・証人調べ(検察側立証：検察官の主尋問、弁護人の反対尋問 弁護人側立証：) 被告人質問(弁護人の主尋問 検察官の反対尋問 弁護人の再主尋問)

冒頭陳述とは検察官が証拠や証人によって証明する事実を明らかにする手続をいう。冒頭陳述が行われると、被告人側や検察側が裁判所に提出する証拠・証人を調べる。最後に被告人質問が行われ被告人は自由に意見を述べる機会を与えられる。

・論告・弁論： 論告求刑 弁護側弁論 被告人最終陳述

証拠調べの結果、検察側が被告人にどのような処罰を与える事が相当かを述べる論告求刑と、弁護人側が最終的に意見を述べる弁論という手続を経て、最後に被告人に意見を述べる機会が与えられる。

・裁判官と裁判員との評議・判決：

裁判所は、裁判員を交えて被告人にどのような罪が成立し、それに対してどのような罰に処することが相当かという事を評議する。最後に判決を被告人に言い渡して、裁判は終了する。

3. 刑事裁判の法廷



裁判官
書記官 速記人
証言台
被告人や証人
検察官
被告人席
弁護士

4. 事件のあらまし

平成13年5月20日午前零時15分ごろ、岐阜市内のコンビニエンス・ストアで、レジ内から現金3万円が抜き取られるという窃盗事件が発生しました。万引きをしたとして店員からとがめられた犯人が、店員ともみ合いになり、店員がひるんだすきにレジ内からお金を抜き取って逃げたというものです。

数日後、犯人と思われる無職の男Aが逮捕されました。

検察官は男を窃盗罪で起訴したが、弁護人側は、被告人は、店員から身に覚えのない万引きの疑いをかけられて身体を取り押さえられ、奥の事務室に連れて行かれそうになったのを振りほどこうとしたら店員が滑って転倒したので、そのまま店外に出ただけだと無罪を主張しています。

5. 登場人物

裁判官・検察官・弁護士・書記官・被告人・証人・警察官・廷吏...以上各1名
裁判員...残りの生徒

☞資料2 裁判員(傍聴)ノート(実際の大きさはA4版で空欄を多く取ってある。)

裁判員(傍聴)ノート

組 番 氏名

1. 模擬裁判に関するメモ・疑問

2. 判決：察官(有罪)・弁護人(無罪)のどちらに賛成ですか。

< 検察官 ・ 弁護人 の意見に賛成です >

理由は...

3. 模擬裁判の感想

4. 興味・関心をもったこと、気づいたこと、さらに調べてみたいこと

資料3 模擬裁判「コンビニ窃盗被告事件」のシナリオ

シナリオはインターネット上のホームページ(H P)で公開されている模擬裁判用のものを採用した。大学の法学部のH Pには、ゼミで実施した模擬裁判を公開したものがいくつもあったが、高校生に適した内容のものを選定するには苦労した。採用したH Pは東京弁護士会司法改革センターの陪審部会のもので、そこで公開されていた数例の模擬裁判のうち、「コンビニ窃盗被告事件」を採用した(東京弁護士会司法改革センター陪審部会ホームページ <http://www.baisansin.com/>)。このシナリオは、すべて採用すると1時間以上かかりそうであったので、支障のない限りの編集を行った。以下は模擬裁判の事件のあらましである。

「平成13年5月20日午前零時15分ごろ、岐阜市内のコンビニエンス・ストアで、レジ内から現金3万円が抜き取られるという窃盗事件が発生した。万引きをしたとして店員からとがめられた犯人が、店員ともみ合いになり、店員がひるんだすきにレジ内からお金を抜き取って逃げた。数日後、犯人と思われる無職の男Aが逮捕された。

検察官は男を窃盗罪で起訴したが、弁護人側は、被告人は、店員から身に覚えのない万引きの疑いをかけられて身体を取り押さえられ、奥の事務室に連れて行かれそうになったのを振りほどこうとしたら店員が滑って転倒したので、そのまま店外に出ただけだと無罪を主張している。」

この模擬裁判「コンビニ窃盗被告事件」では、取り調べの段階で犯行を自白した被告人が、裁判では無実を主張する設定となっているが、判決は生徒に委ねられている。このため、生徒は実際の裁判さながらに展開される事件当日の証拠や証人の証言等の事実確認から判決を導き出すこととなる。このことがサスペンスドラマのように生徒の興味と関心を高めるだけでなく、裁判での事実確認の一つ一つの重要性と自分の出す判決が一人の人間の将来を左右する重みや責任感を気付かせていくことになる。さらに、「証拠調べ」一つ一つの具体的な展開の中で、「黙秘権」や「合理的な疑い」など、裁判を通じて人権がどのように保障されているかを理解でき、裁判の過程における裁判官、検察官、弁護士の役割を通して国民の権利・義務を保障する裁判制度の概要を具体的に理解する教材として有効である。

<単元の計画>

- 1 時間目：国会のしくみと役割
- 2 時間目：内閣のしくみと役割
- 3 時間目：裁判所のしくみ
- 4 時間目：裁判所のしくみと人権保障...本時

<指導上のポイントと授業の考察>

1. 指導上のポイント(授業の工夫・配慮点など)

(1) 時事的事項との関連性と教材の切実性

今回は司法制度改革審議会が導入を提言した「裁判員制度」を想定した模擬裁判を行うこととした。裁判員制度は日本型の参審制度で、刑事事件に国民の常識を反映させるため、無作為に抽出された国民が「裁判員」として裁判官と協力して有罪・無罪の決定と量刑を決めるものである。その最終意見書は平成13年6月12日に小泉純一郎首相に提出され、授業でもこのことを報じた新聞記事(資料省略)を資料として取り上げ、生徒自身が将来この制度の下で「裁判員」をつとめることとなる可能性があることを示唆した。そこで、模擬裁判でも「裁判員制度」を想定することで、模擬裁判に対する切実性を持たせたいと考えた。

(2) 生徒全員の「参加」の保障

模擬裁判では、裁判官・検察官・弁護士・書記官・被告人・証人等の役割を生徒が演じるが、その他の生徒は裁判の傍聴者となる。演じる生徒は主体的に授業に「参加」できるが、傍聴する生徒は役割上受身的になりがちである。ここでいう「参加」とは「授業参加」であり、活動の展開と全体の学習内容とのかかわり具合を言う。模擬裁判で「裁判員制度」を採用すれば、時事的事項との関連性だけでなく、傍聴する立場となる生徒が「裁判員」として判決に関わることでき、主体的・積極的な「参加」を保障できると考えた。

(3) 配役の設定

シナリオのせりふがかなり長く、しかも裁判用語など硬い表現も多いため、高校生で演じることが可能かどうか不安であった。そこで、演劇部員が3名いるクラスでまず実施することにしたが、3名の者に事前にシナリオを見せたところ、すぐに快諾してくれた。また、残りの配役の希望者もクラスで呼びかけたところ、次々と参加希望者が立候補してくれた。配役は、裁判官・検察官・弁護士・書記官・被告人・証人・警察官・廷吏の各1名で、計8名であるが、書記官役は教師が演ずることにした。なお、シナリオは配役の生徒だけに配布し、事前に打ち合わせを実施した。

2. 授業の実際

(1) 模擬裁判の様子

起訴状朗読



傍聴席の様子



検察官の証人主尋問



被告人質問



模擬裁判ではシナリオのせりふが長くまた、十分な練習の時間も確保できなかったことから、シナリオを見ながら役を演じていても良いことにした。それでも配役の生徒は棒読みせず、役になりきって演じていた。とくに、検察官による証人尋問の場面では、異議を唱えた弁護人と、検察官や裁判官とのやり取りでは迫真の演技を見せてくれた。せりふが長い弁護人と検察官は演劇部の生徒が演じたが、裁判官や証人などの役割も、演劇部以外の生徒も十分に演じることができた。裁判員役として傍聴した生徒も、審理が続くと退屈になり、飽きてこないかと心配したが、熱心に「参加」した。

(2) 模擬裁判に参加して抱いた疑問や感想の発表

配役として参加した生徒がそれぞれの役を演じた感想を述べた。引き続いて、「裁判員」として裁判に参加した生徒からも、裁判に関する疑問点等を発表してもらった。疑問点では、有罪か無罪かの判定に関わる事実関係の確認もあり、生徒が「裁判員」としての自覚を持って熱心に「参加」していたことをうかがわせた。以下は、模擬裁判を担当した生徒の感想の一部である。

- ・実際に裁判官をやってみて、いかに裁判が難しいのかがわかった。検察官や弁護人に影響されず、常に事実や証拠のみをみすえて判断しなければならない点が多く大変だと思った。
- ・証人になると検察側からも弁護人側からも鋭く尋問され、なかなか答えづらいことを実感できた。
- ・証人の発言が裁判を左右する役割を持っており、その責任の大きさを実感した。
- ・検察官は被告人の未来を大きく変えてしまうので、その役割の重さを感じた。

3. 成果と課題

(1) 成果

模擬裁判の感想から、生徒たちが授業を通して、裁判所を単なる思い込みや漠然としたイメージだけでとらえるのではなく、その役割や仕組みについて具体的に理解できたことが分かった。また裁判所のイメージそのものも、「公正さ」や「厳しさ」など、的確に把握できたことも分かった。さらに、裁判の中で、被告人の人権がよく守られていることに気づいた生徒も多く、裁判所が人権保障の重要な機関であるという認識を、ほとんどの生徒がもったようである。また、裁判における証人尋問や被告人尋問をはじめとした審理の一つ一つが判決に関わってくることで、そしてそれらが被告人等の人生を左右することになることに注目し、そのことから裁判官・検察官・弁護人の果たす役割の重要性を指摘する生徒もいた。しかし授業者としては何より、講義形式の授業と比較して、生徒が実に生き生きとしていたことが印象的であった。

このように学習の過程を重視する作業的・体験的な学習は、生徒のもつ興味や関心を引き出し問題意識を高める効果をもっている。授業時間の制約の中でこうした学習を取り入れるのには困難を伴うが、今後も積極的に取り入れていきたい。実際、「もう一度模擬裁判を行いたい」、「ぜひ実際の裁判を傍聴してみたい」という生徒が多数いた。なお、以下は模擬裁判に「参加」した生徒の感想の一部である。

- ・人権を守りつつ裁判を進めていくためには、証拠・証言の一つ一つについても明確に審議しなくてはいけなくて、そのためには時間がすごくかかると思った。ニュースなどで裁判に何年もかかったとか聞くと、何をやっているのか納得できなかったが、一人の人生を決めることなのであながち否定できないと思った。
- ・もし間違った判決を下すと、被告人の人権を侵害したり、被害者が納得できなかったりということが起こってしまう。だから裁判というものは真実を深くとことん追究し、厳重に行われなければならないと思った。
- ・本当に実際の裁判を傍聴しているような気分になれた。
- ・一言一言がすごく重くて、考えて考えて発言しなければならないんだなあと思いました。
- ・実際の裁判はもっと長くて厳粛なものだから、とても神経を使うなあと思った。
- ・夏休みにぜひ本物の裁判を見に行きたいと思った。
- ・検察官や裁判官は一つ一つの事実を立証していかなければいけないので大変だと思った。また、裁判で述べられていることはすべて判決のもととなるので慎重になされていることがわかった。
- ・裁判員制度はいいことだと思うが本当に責任が重いと思った。
- ・すごく本格的だった。検察官と弁護人の質問が細かいところまで聞いていて、一つ一つの事実が大切なんだと思った。また、小さな事件でもこんなに長い時間裁判が行われるので、どんな事件も重要なんだと思った。
- ・とても細かいところまで調べられていたが、その些細なことで判決も変わるかもしれないので大切なことだと思った。
- ・法学部に行きたいと思っていたけど、ますますその気持ちがあふれんばかりに出てきました。
- ・証言や行動、どこをとっても細かく調べ上げ述べている。これは人の有罪・無罪を決める裁判にはとても重要なことだとわかりました。そして裁判というのはとても緊張感があるものだと感じました。
- ・また模擬裁判をやりたいです(今度は殺人事件とかで)。
- ・法律を身近に感じた。本当の弁護士もしくは検察官にたくさん話を聞いてみたい。
- ・事細かに調べて、より合理的な判決を下すのは本当に大変なことだと思った。裁判にはとても時間がかかる理由が分った。

(2) 課題

模擬裁判の手順

今回役割を演じた者は既成のシナリオをもとに、裁判のイメージを作り出したが、演ずる者が事前に実際の裁判を傍聴できるように仕組むと、一層効果的な模擬裁判が可能になると考える。また、傍聴に際してメモをとり、傍聴した裁判内容をもとにオリジナルのシナリオを作成するという方法も考えられる。

課題追究学習

新学習指導要領では、教育課程審議会答申を受けて「課題追究学習」が重視され、「政治・経済」では大項目「(3)現代社会の諸課題」が新たに設けられたが、大項目「(1)現代の政治」や大項目「(2)現代の経済」においても、「課題追究学習」の視点をもった授業を設定することは可能である。今回の授業で言えば、「模擬裁判」の過程でいただいた疑問や興味を膨らますことができる授業を工夫することであり、このような「問い続ける」態度や力を伸ばしていけるような授業展開の工夫は、今後ますます大切になってくると考える。

4. 参考資料・参考URLなど

- ・東京弁護士会司法改革センター陪審部会ホームページ(<http://www.baisansin.com/>)
- ・最高裁判所ホームページ(<http://www.courts.go.jp/>)
- ・平成法窓会ホームページ(<http://www.hiu.ac.jp/campus/club/heisei/index.htm>)